

子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書

現在、歯の矯正治療の保険適用範囲は、特定の手術が必要な場合や、特定の疾患に起因するものなどごく一部の症例をのぞいて、原則として保険適用となっていません。そのため、義務教育である小中学校の健康診断の結果、「要治療」と診断された場合であっても、治療費は全額自己負担となることがほとんどです。歯列不正は、見た目の問題だけでなく、歯周病や睡眠時無呼吸症候群など全身の健康に大きなリスクとなり、とりわけ子どもの場合は、栄養摂取や言葉の発音、顎関節の成長にも悪影響を生じ、心身の発達に大きくかかわってきます。

一般的に永久歯からの歯の矯正治療には、精密検査で5万円程度、矯正費用は30万円～70万円、毎回の診察には5千円～1万円と、総額で65万円～95万円かかるとされています。このような中、保険適用がされないままでは、経済的理由により子どもの歯の治療ができないという家庭が生じることが懸念されます。

学校健診で「要治療」となり受診した際において、保険が適用されない項目は『歯列・咬合』だけとなり、東京都歯科保険医協会の調査では、小中学校歯科検診で「要治療」とされた子どもの受診率は、47.41%という調査結果が出ています。

日本学校歯科医会は「歯並びが悪いと全身に影響を及ぼすため、健診項目から『歯列・咬合』を外すことはできない」としています。学校健診の結果、「要治療」と診断され、治療の受診結果を学校に提出することが求められているにも関わらず、その治療に保険が適用されないということは、制度として不整合があると考えます。

よって、美容整形に該当しない子どもの歯の矯正治療に保険適用をすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月9日

大和高田市議会